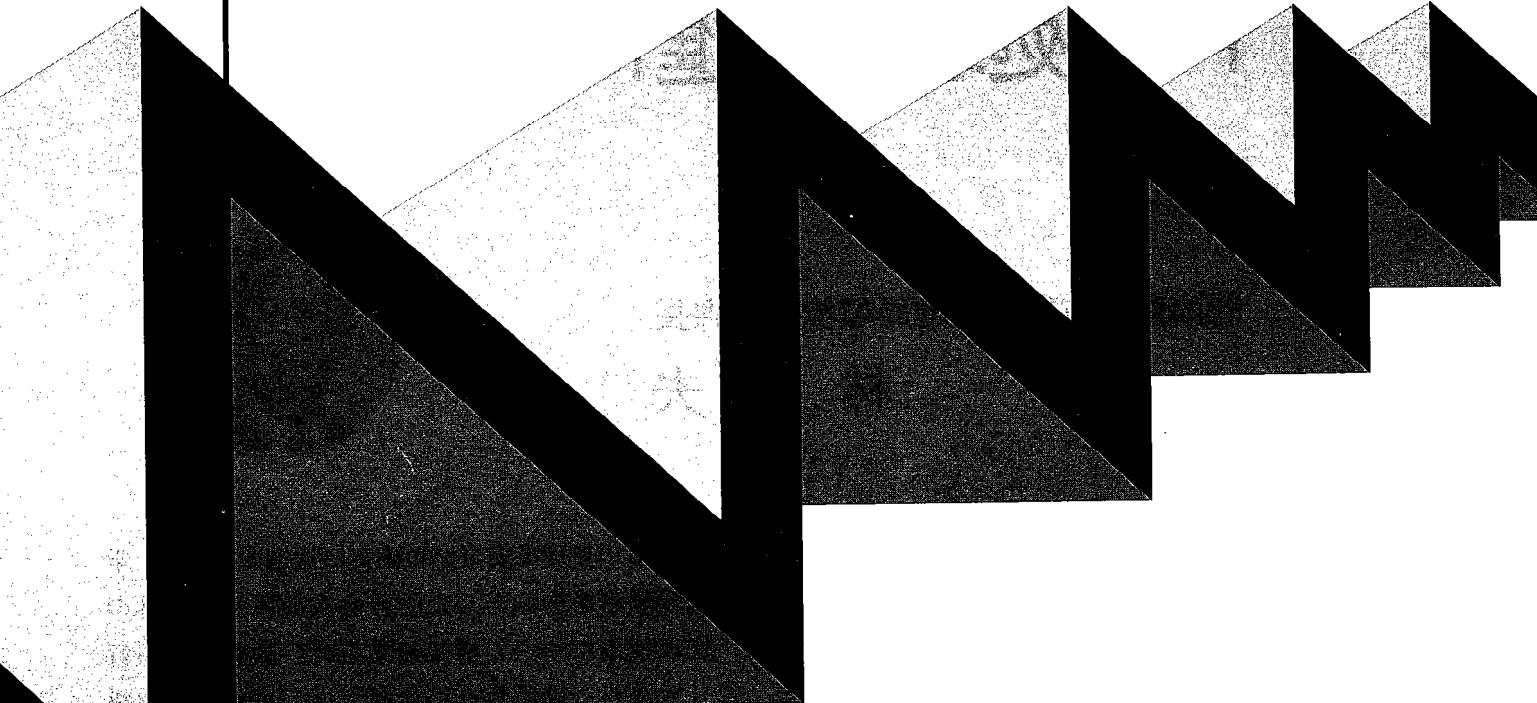


997.11
vol.5

産廃振興財団ニュース

第9号

財団
法人 産業廃棄物処理事業振興財団



目次

◇寄稿

PCB処理の推進について

通商産業省環境立地局環境指導課長 林 明夫

◇行政情報

廃棄物処理法に基づく政省令改正の概要

厚生省 産業廃棄物対策室

◇調査団報告

アメリカ・カナダにおけるPCB処理の状況について

(財)産業廃棄物処理事業振興財団・技術部長 泉澤 秀一

◇財団会長に辻義文氏就任

◇債務保証業務シリーズ [5]・現地ルポ

嵐山エコスペースの完成と展望

(株)エコ計画を訪ねて)



PCB処理の推進について

通商産業省環境立地局環境指導課長

林 明夫



我が国では、約6万トンのPCBが生産・輸入され、その安定性、電気絶縁性から、電力用トランジスト・コンデンサの絶縁油、エアコンの冷媒、ノーカーボン紙の溶剤等広範に使用されてきた。しかし、PCBについては、昭和43年のカネミ油症事件を契機にその毒性が指摘され、また世界的にも使用禁止の動きが盛んとなり、昭和49年「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」によって、製造、使用が原則禁止になった。

その後、使用を終了したPCB含有機器は、鐘淵化学において約5,000トンのPCBが高温焼却処理されたのを除けば、約13万の事業者により厳重に保管されたままの状態になっている。

また、我が国は地震が多く、梅雨の時期には地滑り、土石流の災害が発生するなど自然災害多発国であるため、PCBの保管は、いつ起こるとも知れない災害によって、環境系への放出が懸念されるリスクをはらんだものとなっている。

このため、通商産業省としては、平成7年度か

らPCBの処理を安全かつ確実に推進するため、学識経験者を中心とした委員会を設置し、内外の処理技術について情報収集を行い調査検討を行ってきた。同委員会の検討では、排気ガスが発生しない閉鎖系で処理を行う化学処理法、PCBを炭酸ガス、水及び塩酸に完全に分解する超臨界水酸化処理法など、安全で確実な処理法が数多く見いだされ、その中の幾つかは安全性等が委員会から評価されている。

「安全な処理技術」は、PCB処理の中核をなす部分であるため、通商産業省としては、今後とも調査検討を継続・推進していくこととしている。

本年7月25日より厚生省の生活環境審議会廃棄物処理部会廃棄物処理基準等専門委員会において、PCBの処理についての検討が進められているが、当省としても厚生省、環境庁と連携を取りながら、PCBの適切な処理を推進していくこととしている。

廃棄物処理法に基づく 政省令改正の概要

厚生省生活衛生局 水道環境部産業廃棄物対策室

廃棄物処理法に基づく法律施行令（政令）及び法律施行規則（省令）が改正（平成9年8月29日公布）され、平成9年12月1日から施行されることとなりました。概要は、次のとおりです。

第1 改正の趣旨

物の燃焼等に伴って非意図的に発生する有機性塩素化合物であるダイオキシン類（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンの混合物）については、我が国の総排出量の約8割から9割が廃棄物焼却施設から排出されているとの推計もあり、その削減対策を進めてきたところですが、更なる対策の強化を求められていたところです。

こうした状況を踏まえ、今般、廃棄物の焼却に係る規制の強化を図ることとし、政令及び省令を改正したところですが、その概要は次のとおりです。

- (1) 廃棄物焼却施設に係る構造基準及び維持管理基準をダイオキシン類の発生抑制の観点から見直しを行った。
- (2) 小規模施設に対する規制を強化するため、大気汚染防止法の規制対象との整合性も考慮し、設置許可が必要な廃棄物焼却施設の範囲の見直しを行った。
- (3) 廃棄物を焼却する際には、焼却設備を使用することが義務づけられているが、粗悪な設備を用いた野焼き同然の廃棄物の焼却による

生活環境保全上の支障が生じている例も見受けられることから、焼却設備の構造及び焼却の方法を明確化した。

- (4) また、最終処分場のうち、許可の対象となる小規模な施設（いわゆるミニ処分場）において、汚水や悪臭の発生等により生活環境保全上の支障が生じている例も見受けられることから、最終処分場の面積要件を廃止し、すべての最終処分場を許可の対象とした。

第2 改正の内容

1. 廃棄物の焼却施設に係る技術上の基準の見直し

- (1) 廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類を削減するため、廃棄物の完全燃焼の確保、排ガス処理の適正化、排ガス濃度等の管理を図るために必要な基準を構造基準及び維持管理基準として規定したもので、平成9年12月1日以降は、許可対象施設には新しい基準が適用される。（新基準のイメージについては図参照）なお、改正省令の施行の際

- ①現に許可を受けている施設
- ②許可申請がなされている施設
- ③現存する現行の許可対象範囲外の施設であって今後許可対象施設となるものについては、施設の改造等が必要となるため、一定期間、その一部について適用を猶予する旨の経過措置を設けた（表1、表2）。

表1 焼却施設の構造・維持管理基準

新設の基準 (平成9年12月1日～)	既設に対する経過措置								
	既存の許可施設			現行の基準	既存の未満施設及び平成4年以前の許可対象外施設			新基準適用の有無	新基準適用の有無
	新基準適用の有無		施行時 平成9年12月1日～ 平成10年11月30日		施行1年後 平成10年12月1日～ 平成14年11月30日	施行5年後 平成14年12月1日～	新基準適用の有無		施行時 平成9年12月1日～ 平成10年11月30日
外気と遮断された状態で、廃棄物を定量ずつ、連続的に燃焼室に供給できる供給装置（厚生大臣が定める施設は除く（注））	x	◎	—	—	—	—	x	◎	—
燃焼ガスが摂氏八百度以上の状態で燃焼できる燃焼室	◎	◎	炉温がおおむね摂氏八百度以上で焼却できる燃焼設備	—	—	—	◎	◎	—
燃焼ガスが摂氏八百度以上の温度のままで燃焼室に2秒以上滞留できる燃焼室	x	x	—	—	—	—	x	x	—
外気と遮断された燃焼室	現行基準	◎	(一廃連続炉にのみ規定有り)	—	—	—	x	◎	—
助燃装置	◎	◎	○	—	—	—	◎	◎	—
必要な空気を供給できる設備を設けた燃焼室（供給空気量を調節する機能を有する物）	◎	◎	供給空気量を調節できる装置	—	—	—	◎	◎	—
燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する装置	現行基準	◎	一廃連続炉にのみ「排ガス冷却設備」	—	—	—	x	◎	—
集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却できる冷却設備	x	◎	—	—	—	—	x	◎	—
集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する装置	現行基準	◎	生活環境保全上の支障が生じないようにできる排ガス処理設備	—	—	—	x	◎	—
生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（高度のばいじん除去機能を有するもの）	x	◎	—	—	—	—	x	◎	—
排ガス中のCOの濃度を連続的に測定・記録する装置	現行基準	◎	(平成4年以降の一廃焼却炉にのみ規定あり)	—	—	—	x	◎	—
ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備・貯留設備	◎	◎	—	—	—	—	◎	◎	—
ばいじん又は焼却灰が飛散・流出しない灰出し設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、廃棄物を均一に混合する。	◎	◎	一廃焼却施設のみ	—	—	—	◎	◎	—
燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行う。	x	x	—	—	—	—	x	x	—
燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つ。	現行基準	◎	おおむね摂氏八百度以上に保つ	—	—	—	x	◎	—
焼却灰の熱しやすく減量が十%以下になるように焼却する。	x	◎	—	—	—	—	x	◎	—
運転開始時は、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させる。	◎	◎	—	—	—	—	x	◎	—
運転停止時は、助燃装置を作動させる等により、燃焼室の炉温を高温に保ち廃棄物を燃焼し尽す。	◎	◎	—	—	—	—	x	◎	—
燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する。	x	◎	—	—	—	—	x	◎	—
集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却する。	x	x	—	—	—	—	x	x	—
集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する。	x	x	—	—	—	—	x	x	—
排ガス処理設備・冷却設備に堆積したばいじんを除去する	◎	◎	—	—	—	—	◎	◎	—
排ガス中のCO濃度が百ppm以下になるように燃焼する。	x	x	—	—	—	—	x	x	—
排ガス中のCO濃度を連続的に測定・記録する。	x	x	—	—	—	—	x	x	—
排ガス中のダイオキシン類濃度が一定濃度以下となるように焼却する。	x	—	表2参照	—	—	—	x	—	表2参照
排ガス中のダイオキシン類濃度を年一回以上測定・記録する。	◎	◎	—	—	—	—	◎	◎	—
排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。	◎	◎	—	—	—	—	◎	◎	—
ばいじんと焼却灰を分離して排出し、貯留すること。	x	x	—	—	—	—	x	x	—
火災防止に必要な措置を講ずるとともに、消防設備を備える。	◎	◎	(産廃焼却炉にのみ規定あり)	—	—	—	◎	◎	—

(注) ガス化燃焼方式を用いた焼却施設、及び1時間当たりの処理能力が2トン未満の施設

表2 排ガス中のダイオキシン類濃度の基準

燃焼室の 処理能力	新設の基準 (平成9年12月1日～)	既設の基準		
		施行時 (平成9年12月1日～ 平成10年11月30日)	施行1年後 (平成10年12月1日～ 平成14年11月30日)	施行5年後 (平成14年12月1日～)
4t/h以上	0.1ng/m ³	—	—	1ng/m ³
2t/h～4t/h	1ng/m ³	—	80ng/m ³	5ng/m ³
2t/h未満	5ng/m ³	—	—	10ng/m ³

(注) 濃度は毒性等量濃度に換算したもの。

基準値は、施設の規模ではなく、燃焼室（炉）の規模によって設定されている。

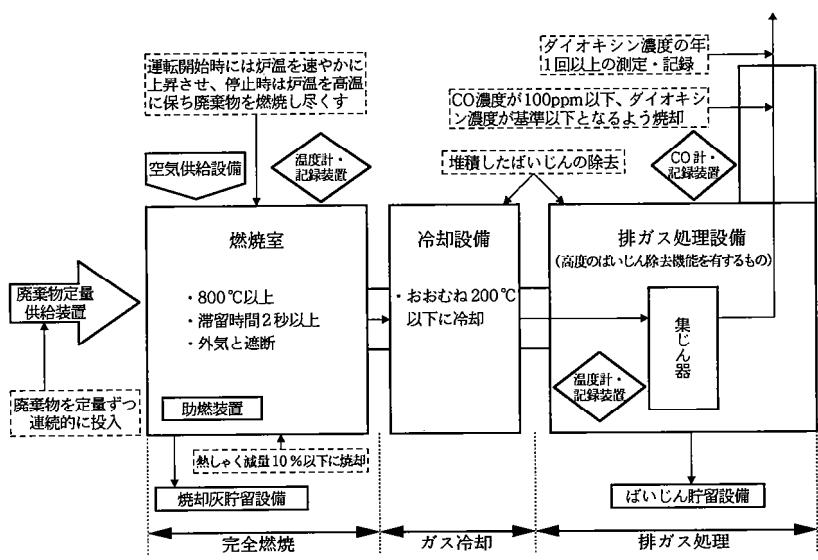


図 改正後の構造・維持管理基準のイメージ

2. 設置許可が必要な廃棄物の焼却施設の範囲の見直し

(1) 今回の政令改正により、新たに設置許可が必要となった廃棄物の焼却施設のうち、産業廃棄物の焼却施設の対象範囲は、次のとおりです。

設置許可が必要な施設の範囲

施設の種類	現 行	改 正 後 (いずれかに該当するもの)
汚泥施設	処理能力 5 m ³ /日超	処理能力 5 m ³ /日超 処理能力 200kg/時以上 火格子面積 2 m ² 以上
廃油焼却施設	処理能力 1 m ³ /日超	処理能力 1 m ³ /日超 処理能力 200kg/時以上 火格子面積 2 m ² 以上
廃プラスチック類焼却施設	処理能力 0.1 トン/日超	処理能力 100 m ³ /日超 火格子面積 2 m ² 以上
その他の焼却施設(木くず等)	処理能力 5 トン/日超	処理能力 200kg/時以上 火格子面積 2 m ² 以上

(2) 1の(1)の①、②及び③に掲げる焼却施設については、今回の政令改正により、許可を受けたものとみなし、構造基準及び維持管理基準を適用する。なお、当該施設の設置者は、改正政令の施行日から3か月以内（平成10年2月28日まで）に都道府県知事（保健所設置市・中核市にあっては、市長）に所定の様式により届け出る必要がある。

(3) 技術管理者の設置については、1の(1)の

①、②及び③に掲げる焼却施設については、改正政令の施行の日から1年間は、適用しない。

3. 焼却に関する廃棄物処理基準の明確化

(1) 廃棄物を焼却する際に用いる焼却設備の構造としては、空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく焼却できるものであること並びに燃焼に必

要な量の空気の通風が行われるものであることを定めた。

- (2) 廃棄物の焼却の方法としては、煙突の先端以外から燃焼ガスが出ないように焼却すること、煙突の先端から火炎又は黒煙を出さないように焼却すること及び煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却することを定めた。
- (3) 廃棄物の方法としては、煙突の先端以外から燃焼ガスが出ないように焼却すること及び煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却することを定めた。

4. 設置許可が必要な廃棄物の最終処分場の範囲の見直し

- (1) 今後新たに設置される最終処分場については、埋立面積（現行：安定型3,000 m²以上、管理型1,000 m²以上）にかかわらずすべて許可対象となり、構造基準及び維持管理基準が適用される。
- (2) 既存のミニ処分場については、新たに届出を行う必要はないが、埋立地からの浸出液によって公共の水域等を汚染するおそれがないよう必要な措置を講ずること等の埋立処分の基準が引き続き適用される。

アメリカ・カナダにおける PCB処理の状況について



(財) 産業廃棄物処理事業振興財団

技術部長 泉澤秀一

—はじめに—

(財) 産業廃棄物処理事業振興財団は、産業界を中心に北米におけるPCB処理事情を視察するため調査団を結成、すでにPCB処理を手がけ着実な成果を上げているアメリカ、カナダの状況について調査を行いました。

団長は財団の太田文雄理事長で、調査団員は法人関係5名、民間会社9名、添乗員1名の15名の構成となりました。

調査期間は平成9年16日から25日までの10日間ありました。

ここで調査概要、視察状況、アメリカ、カナダにおけるPCBの管理・処理事情を素描し参考に供します。

PCB処理事情米国・ カナダ調査団の報告

1. 調査概要

(1) 目的

我が国においては、PCBは各般の事情から長い間処理は行われず、事業者による保管が続いて来た。その結果、保管の長期化は、環境汚染のリスクを懸念させ、我が国の環境保全のみならず地球環境保全の観点からも重要な課題とな

っている。そのため、根本的な解決方法として処理設備を整備し、早急な処理を実施することが強く望まれ、PCB管理についての技術開発が進められている。

昨年12月に開催した「PCBに関する国際セミナー」は、この様な状況に鑑み、国内外の研究者や行政担当者、事業責任者による講演や討議を通じて、PCBの現状を把握し、PCB問題の早期解決を図っていくことを目的としたものである。

この度、廃棄物処理法の改正が行われそれに共にPCB処理に関して制度面の検討が行われることになった。いよいよPCB処理に向けてその着手の幕が開かれようとしている。このとき当たり、すでにPCB処理を手がけ着実な成果を上げている米国・カナダの状況を調査し、必要な情報を収集し、PCB廃棄物の処理に役立てることが、今回の調査団の目的である。

(2) 調査期間

1997年9月16日(火)から9月25日(木)の10日間である。

(3) 訪問先

昨年12月に開催した「PCBに関する国際セミナー」にご参加頂いた次の三氏に、民間のPCB

処理施設のご紹介をお願いし、事務局で決定した。

- ・EPA（米国環境保護庁）Dr. John H. Smith
- ・SWANA（北米廃棄物協会）会長

Dr. John H. Skinner

- ・Environment Canada（カナダ環境庁）

Dr. John C. Hilborn

訪問先は米国5箇所、カナダ5箇所で合計10箇所である。このうち公的機関は2箇所（EPA、Env. Canada）・公益法人1箇所（SWANA）、残り7箇所が企業である。

地域的に米国南部のヒューストンからカナダ北部のモントリオールまでの10日間の観察である。

詳細は、「PCB処理事業米国・カナダ調査日程表」参照

（4）調査団の構成

団長を（財）産業廃棄物処理事業振興財団理事長 太田文雄とし、関係者に募集し、最終的に財団法人・社団法人が5名、民間会社が9名、旅行会社添乗員1名の合計15名の構成となった。このうち民間会社の内訳はエンジニアリングメーカー6名、分析会社2名、その他1名である。

2. 観察状況

……結団式……

9月4日（木）（財）産業廃棄物処理事業振興財団の会議室にて結団した。



EPA玄関前にて調査団全員

……第1日目 [9月16日（火）]

成田・ヒューストン……

午前10時30分に新東京国際空港（成田）第二ターミナルに集合し、事前打合せ後予定のJL010便にて日本を出発し、現地時間で午前にシカゴに到着した。

午後のCO1109便でヒューストン着、モルテン メタル テクノロジー社日本営業・事業開発部長の石川 浩氏の出迎えを受けた。ホテルにチェックイン後、同社から調査団全員晚餐に招待され、営業・マーケティング担当副社長 Steven M. Brein 以下6人の歓迎を受けた。アメリカならではの大きな厚いビフテキ、ばかりかいポテトなど温かいもてなしを受け、良き交流の場となった。

……第2日目 [9月17日（水）]

ベイ シティ・ワシントン……

早朝ホテルからバスでテキサス州の大平原を走ってベイ シティに到着し、モルテン メタル テクノロジー社の説明を受けた。通訳は同社の石川部長が引き受けてくれた。ベイ シティ工場にバスで移動し、建設中の有機塩素化合物処理工場を3班に分かれて見学した。説明場所にもどって質疑応答後簡単な昼食をご馳走になり、ベイシティを後にした。

バスでヒューストン空港に戻り、CO540便にて夜ワシントンに到着した。

……第3日目 [9月18日（木）]

ワシントン・クリーブランド……

午前中はSWANA（北米廃棄物協会）の会長 John H. Skinner 氏を訪問し、昨年12月のPCB国際セミナー（東京）以来の懇談となった。事務所会議室にて通訳を介してご説明を聞いた後、近くのイタリアレストランにて団員一同と昼食を共にして頂き、皆で歓談した。

午後はEPA（米国環境保護庁）のJohn H. Smith 氏を訪問した。やはり昨年12月以来の再会であった。通訳の助けを借りながらの質疑応答の中で

は、大変貴重な、また、現実的な情報もお聞きした。関係する資料も沢山頂きEPAを後にして、ワシントン空港からCO1119便にて夜クリーブランドに到着した。

ホテルではS.D.マイヤーズ社開発ディレクター Michael P. Valentine氏とFoxmark（日本代理店）伊藤隆史氏の出迎えを受けた。

……第4日目 [9月19日(金)]

タルマージ・ニューヨーク……

ホテルからバスでタルマージへ移動し、S.D.マイヤーズ社を訪問した。説明会には社長 Dana S. Myers 氏以下7人の他タルマージ市長も同席した。工場見学では、2班に分かれ、社団・財団関係者はほぼ全体を見学できたが、民間企業関係者は一部のみの見学となった。団員一同昼食をご馳走になり S.D.マイヤーズ社を後にし、クリーブランド空港に戻り CO432便にてニューヨークに到着した。

その夜は、強行スケジュールの中、日程の半ばを消化したので、団長主催の反省会を中華レストランで行い、団員で懇談した。この反省会には、大変お世話になったモルテン メタル テクノロジー社石川部長（ニューヨーク在住）を特別に招待した。

……第5日目 [9月20日(土)] ニューヨーク……

午前中はホテルからバスでニューヨークの北部の一区であるブロンクスにあるフルサークル社を訪問した。休日にもかかわらず社長 Brian Jantzen 氏他数名が歓迎してくれ、通訳を介しながら丁寧な説明を受け工場を案内して頂いた。

午後は、久しぶりの自由時間となり、団員それぞれ目的の場所へ出かけた。

……第6日目 [9月21日(日)]

バッファロー・トロント……

早朝ニューヨークからUS1014でバッファローに飛び、陸路カナダに入り、ナイアガラを観光した。短い時間ではあったが、ナイアガラを後にし、バスでトロントに到着した。



カナダ環境庁会議室

……第7日目 [9月22日(月)]

トロント・オタワ……

早朝、バスでトロントのホテルを出発し、午前中GMのトロント工場内にあるエコ ロジック社 PCB処理施設を訪問した。営業・マーケティング担当副社長 Jim Nash 氏他1名と代理店の東京貿易 (U.S.A) INC. の2名も応対してくれた。また、GMの Steve Nemeth 氏も立ち会ってくれた。バスの外で概略の説明を聞き、2班に分かれて工場内 PCB 処理施設を見学した。

エコ ロジック社を後にし、道の途中のレストランに立ち寄って簡単な昼食を取って、午後の訪問先オンタリオ ハイドロ テクノロジーズ社に到着した。昨年12月のPCB国際セミナーで発表した LUCIANO A. GONZALEZ 氏をはじめ、ディレクター DAVID J.R. DODD 氏ら4名の歓迎を受けた。代理店である住友商事(株)からも2名待機していた。

事務所での通訳を介しての説明、工場見学及び事務所に戻っての質疑応答の後、トロントから AC460 便にてオタワに到着した。

……第8日目 [9月23日(火)] オタワ・

モントリオール・バンクーバー……

午前はカナダ環境庁を訪問し、ディレクターの Glenn Allard 氏、昨年12月の国際 PCB セミナーで講演して頂いた John C. Hilborn 他1名が応対してくれた。

事務所で通訳を介して説明を聴き、質疑応答の後、John C. Hilborn氏が同行して午後の訪問先へバスで向かった。

車中で昼食を済ませて、モントリオール公害ST-Hyacintheにあるハイドロ ケベック社の変電所に到着し、ハイドロ ケベック社3名と、ここでPCB廃棄物（トランス・コンデンサー）処理を請け負っているサネクセン エンバイロメンタル サービス社の社長Alain Saurio氏、技術担当副社長Jean Paquin氏および日本語の話せる（日本の褒章を身につけていた）スペシャルアドバイザーNormand Bernier氏が温かく歓迎してくれた。通訳を介しての説明後、敷地内にあるPCB廃棄物処理施設（コンテナ）を見学した。施設見学後心のこもったおやつをご馳走になりながら質疑応答を終えた。

最後の訪問先は、モントリオール近郊の空港に近いLaSalleにあるシンテック エンバイロメント社である。副社長Philippe Guerin氏ら3名が出迎えてくれ、説明を受けた。処理施設はここから5時間の所があるので、ビデオでの説明となった。

一同通訳を介しての質疑応答後、あわただしくバスでモントリオール空港に移動し、AC129便で飛び立ちバンクーバーに到着したのは夜10時であった。

……第9日目 [9月24日(火)]

バンクーバー・機内……

ホテルで団員全員が団長主催の朝食会に参加し、朝食を取りながら反省会を開いた。団長からねぎらいの言葉があり、また、団員それぞれから今回の調査全般にわたっての反省や感想が述べられた。これをもって解団となった。

バクーバーよりJL015便で帰国の途についた。

……第10日目 [9月25日(水)]

機内・成田……

夕方16時50分成田着、事故も無く全員無事に日本に到着した。

3. 調査結果総括

我が国では、PCBの処理については、過去、一部、鐘淵化学工業の保管分について、行われた実績があるのみである。

かなりの廃PCBやPCB汚染物は、保管の状況が続き、時間の経過とともに紛失あるいは行方不明という環境保全上憂慮すべき状態に直面している。このため、早急に、しかも安全なPCB処理対策が望まれてきている。

このような隘路を開拓するため、昨年12月に(財)産業廃棄物処理事業振興財団、(財)日本環境衛生センター、(社)産業環境管理協会は、国際PCBセミナーを開催した。数々の国際機関や9か国の有識者・実務家が一同に会し、活発な情報や意見が交換され、我が国の開催者にとってPCB等の規制や処理の状況、動向等について世界的レベルで知る絶好の機会となった。

本セミナーでは

- ①欧米諸国では、20世紀末もしくは21世紀初頭までにPCBの完全処理を行うことを目標としていること。
- ②このためにPCB廃棄物等に関する規制値、処理方法、処理目標値等について明確な数値を有していること。
- ③米国では、有害物質規制法による規制のもと、PCB汚染物等の処理が活発に行われてきた実績を有してきており、現在では定常的な処理の実施状況にあること。
- ④カナダでは、各州（ケベック、オンタリオ等）の電力会社でのPCB処理が最盛期にあり、今後電力から一般産業に移行していくこと、また最近では焼却処理に変わる化学処理法が住民合意の得られやすい方法として認識され、移動式設備型のものが各地に稼働していること、等、明らかになった。

のことから、今回米国、カナダにおけるPCB処理の実態について、特に①化学処理法による液状の廃PCB等の処理、トランス等容器の処理

②住民合意形成の方法に焦点をあて調査することとし、行政、関係業務等を訪問し、施設見学も行い、認識を深めることとした。

米国及びカナダでは、共に焼却施設、化学的脱塩素処理施設、物理的除染施設等を有し、着実に処理の完遂を目指し行政、関係業界は努力を傾注している状況である。

このうち化学的脱塩素処理法については、環境に優しい処理技術として、移動式設備型のものについて住民の理解と評価を得ていることが明らかとなった。

処理施設の立地に関する手続については、両国ともいかに国土面積の面から地理的条件に恵まれているとはいえ、許認可申請の際に住民説明会の開催、各戸説得などそれなりの住民合意の形成に努力を払っている。処理の実施については行政が監視を行いつつ進められる。

米国では、モルテンメタル社において塩素系化合物の廃棄物の有効利用すなわち塩素リサイクルを目指して建設中の処理技術に接し、来るべき循環型社会時代の到来の予兆を感じることができた。

また、蛍光灯に係る安定器のPCB処理について、ニューヨークの専用工業地域のごく普通の町工場が有害物質規制法のマニフェスト制度に従って、その回収、分別等の前処理事業を環境

ビジネスとして着実に行っていた。安定器の保管から処理に至るネットワーク形成のシステムについて、そのきめの細かさに感心すると共に今後我国はこのようなことについても学ぶことが少なくないと感じられた。

4. 米国、カナダのPCBの管理・処理事情

米国およびカナダのPCBの管理で共通していることは、PCBによるリスクを最小限にするための法的規制、基準が整備されてきていることである。これには処理処分実施時の現実的、実用的な規制、手続き等を含む。

この結果、高温燃焼に限らず、化学処理などの代替分解技術も認可され、PCBの処理処分が大幅に進展している。また、洗浄除去しにくいPCB含浸物、PCB残渣等については、米国、カナダともに高温燃焼焼却施設がそれらの受皿になっている。

米国ではPCB絶縁油の処理は既に定期を迎える、主な対象物はPCB汚染土壤や、PCB電気機器の処分のための輸入に関心が移りつつある。

カナダでは、各州（ケベック、オンタリオ等）の電力公社でのPCB処理が最盛期の模様であり、今後電力から一般産業に移行する方向にある。

なお、PCBに関するリスクとして最も懸念されているものの一つが、使用中及び保管中の火



モルテンメタルテクノロジー社 (Bay City工場内)

災である。その防止のために規制を設けるとともに、処理を早急に進めるべきであるとの認識が原動力となっている。

(1) 米国における状況

1) 規制

①濃度規定

PCBs50ppm未満の製品について、加工、流通、利用（例外有）の禁止から除外する。

50ppm未満（2～49ppm）であっても、ダスト防止剤、シーラント、コーティング剤、農薬類の着色剤、道路舗装材、錆び防止剤、及び産業用でない炉又はボイラーでの燃料利用は禁止。

②トランスの使用規制

商業ビル（集合住宅を含む）の中又は近くでのトランス使用の制限、可燃物の撤去。

ビル所有者（管理者）への設置状況の登録と、火災発生時の当局への通報及び排水への流入防止対策の義務づけ

③廃棄物管理

PCB関連廃棄物の取扱い状況について、EPAへの報告義務。

輸送時にはマニフェスト使用義務。
商業利用の保管施設についてはEPAの許可が必要。

2) 処理状況

①認可済施設

複数の焼却（10カ所）、化学的脱塩素、物理的除染、化学廃棄物埋立場が既に認可済、稼働中。

実施企業のリストは公表（PCB Q & A マニュアル）。

②許認可申請時の手続き

立地に関する手続きを検討し、設定済。
この手続きに従っていれば、少なくとも法律上は問題ない。

③処理実施

撤去後1年以内に処理することを義務づけ。

管理下であれば、処理するほうが「環境に不都合なリスクを与えない」と判断されている。

処理施設に対する視察、検査を実施。

許認可の有効期限は5～10年、更新の際は確認（再デモンストレーション等）が必要。

(2) カナダにおける状況

1) 規制

①濃度規定

PCBs50ppm未満の製品について、加工、流通、利用（例外有）の禁止から除外する。

化学処理済み油については2ppm未満が要求されている。（GC/ECD分析で可）

PCBに関する管理計画については、北米地域として米国と協調の流れにある。

②廃棄物管理

保管施設については、防災設備、定期的な視察を含めた規制を設定。

輸送時には漏洩防止設備搭載とマニフェスト使用の義務。

2) 処理状況

①認可済施設

恒久型焼却施設1カ所及び、複数の化学的脱塩素、物理的除染が既に認可済、稼働中。

実施企業のリストは公表。

②許認可申請時の手続き

公聴会実施を含む手続きが設定。

詳細は各州によっても異なるが、処理実施上の手続きも設定。

③処理実施

処理しないで放置するよりは処理したほうがよいとの認識のもと、主に既にその場所に以前からあったPCBの処理（現在は電力公社が主）が進んでいる。

5. 住民との対応

アメリカ、カナダの公共機関、PCB処理事業者は、住民との関係が非常に重要であることを認識して対応している。

詳細は国及び州によって異なるが、おおむね次のようにある。

(1) 公聴会（公開討論）

定められた「手続き」に従って公聴会（公開討論会）が実施されている。各関係団体の代表者からなるパネルを含む検討プロセスを設定することもある。

「手続き」設定の際に充分な議論、検討をしているので、個々のケースにおいては「手続き」に従っていれば問題はないとも考えられている。

移動ユニット（小型の稼働方式）は、稼働期間が短期間であるため、公聴会の義務が無いことが多い。

(2) 情報公開

情報公開を原則としている。ただし技術内容については、企業秘密として保留が許されている。

市民への通知が無く公聴会の予定が無い施設で反対が大きく、早い時期から住民と接触して公聴会、環境影響調査を実施した施設は受け入れられている例がある。

(3) PA 取得時の処理に対する認識の例

いずれの処理方法であってもなんらかの有害物質は排出される。しかし比較的排出物の少ない技術及び管理方法があり、処理しないで放置するより処理したほうがよい。

処理が終われば移動できる施設であること、廃棄物のリサイクル（廃油の再利用）が可能なことが評価されている。

(4) 保有状況との関係

過去の成功例は、既にその場所に以前からあったPCBを処理する場合であり、失敗例は新たにPCBを持ち込み処理しようとする場合である。

これは移動型プロセスの受け入れられやすさを示すとともに、PCB保有状況の情報公開が必要であることも示唆していると考えられる。

(5) 処理上の手続き（カナダの例）

1) 許認可の際に、当事者（州政府、業者、処理依頼者）の間で、種々について取り決めが行わ

れる。（大気排出量、何を処理するか、モニタリング、処理後の始末等々）

2) 州政府は一定条件の下で処理されているか、業者を監視している。

3) 業者は処理データーを州政府に毎日報告する義務がある。

4) 処理完了後は、土壤の採取と分析が必要。

5) 処理完了後には、州政府の検査官が現地に出向き調査する。

6) 許認可の際に取り決めた通りに処理されたかを確認する。

（二つの州にまたがる地域では、連邦政府が検査する。）

(6) 各企業の対応

1) S.D.Mayer

公開討論、工場見学を含め、誠実に迅速に対応し、検査も厳しくしている。従業員を地元から多数採用し、地域に貢献している。

2) Eco-Logic

周辺住宅を一軒一軒まわって説得した。グリンピース、グレイトレイクコミュニティ等の環境団体にも説明している。

敷地周辺4カ所で大気をモニター（検出物質：ベンゼン、ハイドロカーボン等）している。

3) オンタリオハイドロ

始めに公開討論、工場見学、説明資料の準備を行った。現在も工場見学可能（歓迎）

4) Sanexen

各関係者（団体）と会合を持ち、できればプロジェクトに参画させる。関係自治体に株を提供し、プロジェクトによる利益が得られるようになる。

**PCB処理事情米国・カナダ調査
調査団名簿**

(順不同・敬称略)

[団長]

1 (財)産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 太田 文雄

[団員]

2 三菱重工業(株) 長崎造船所 特殊機械部
水中機器設計課 主任 浅野陽一郎
3 川崎重工業(株) 環境装置第一事業部 環境装置二部
産廃技術課 課長 岩本 正人
4 (株)荏原製作所 環境システム事業部
技術第三部 副部長 加藤 忍
5 (株)荏原製作所 環境クリニック・センター センター長 加藤 益雄
6 帝人エコ・サイエンス(株)
代表取締役社長 木本 光昶

7 住友重機械工業(株) 産業廃棄物処理施設 営業部 課長	呉地 剛
8 神鋼パンテック(株) 技術開発本部 研究開発部長	清水 邦男
9 原子燃料工業(株)支配人	多田 博光
10 (財)日本環境衛生センター 環境科学部 業務課 課長	成毛 精一
11 (社)産業環境管理協会 プロジェクト総括部 技術顧問	鳴戸 智
12 (株)環境管理センター 東京支社 支社長	橋場 常雄
13 [事務局]	
14 (財)産業廃棄物処理事業振興財団 常務理事	片山 徹
15 (財)産業廃棄物処理事業振興財団 技術部 部長	泉澤 秀一
16 [添乗員]	
17 (株)野村ツーリストビューロー 営業二部三課 課長	田畠浩一郎

PCB処理事情米国・カナダ調査 日程表

期間:1997年9月16日～9月25日

日次	月 日(曜)	発着地／滞在地	発着時間	交通機関	主なスケジュール、訪問先
1	9月16日(火)	東京(成田) 発 シカゴ 発 シカゴ 発 ヒューストン 着	12:30 09:50 14:05 16:30	JL 010 CO 1109	M.M.Tの招待夕食会 (ヒューストン泊)
2	9月17日(水)	ペイシティ ヒューストン 発 ワシントン 着	午前 16:10 20:00	専用車 CO 540	09:30-12:00 Molten Metal Technology社訪問 (有機塩素化合物処理施設視察) (ワシントン泊)
3	9月18日(木)	ワシントン ワシントン 発 クリーブランド 着	終日 18:10 19:26	専用車 CO 1119	10:00-12:00 北米廃棄物協会訪問 (Dr. Skinner) 12:30-13:30 Dr. Skinnerと共に昼食会 14:00-16:00 EPA訪問 (Dr. Smith) (クリーブランド泊)
4	9月19日(金)	タルマージ クリーブランド 発 ニューヨーク 着	午前 15:50 17:18	専用車 CO 432	10:30-12:30 S. D. Myers社訪問 (PCB処理施設視察) 19:00-21:30 中間反省夕食会 (ニューヨーク泊)
5	9月20日	ニューヨーク	午前	専用車	09:50-12:00 Full Circle社訪問(PCB処理施設視察) (ニューヨーク泊)
6	9月21日(日)	ニューヨーク 発 バッファロー 着 トロント 着	09:13 10:30 15:30	US 1014 専用車	トロント周辺視察 (トロント泊)
7	9月22日(月)	トロント トロント 発 オタワ 着	午前 午後 17:15 18:06	専用車 AC 460	09:10-11:30 Eco Logic社(GMカナダ社工場内)訪問(PCB処理施設視察) 13:50-16:00 Ontario Hydoro Technologies社訪問 (PCB処理施設視察) (オタワ泊)
8	9月23日(火)	オタワ モントリオール モントリオール 発 バンクーバー 着	午前 午後 19:30 21:40	専用車 AC 129	09:00-10:30 カナダ環境庁訪問 (Mr. Allard, Dr. Hilborn, Mr. Campbell) 13:00-14:30 Sanexen Environmental Services社(Hydoro Quebec社 変電所内) 訪問 (PCB処理施設視察) 15:30-17:00 Cintec Environment社訪問 (PCB処理ビデオ説明) (バンクーバー泊)
9	9月24日(水)	バンクーバー バンクーバー 発	午前 15:05	JL 015	08:30-09:30 反省朝食会 (機中泊)
10	9月25日	東京(成田) 着	16:50		

注) 処理済み油のリサイクルについて

処理済み油の基準がGC/ECD (Aroclor換算) で2ppmであり、より低濃度の処理済み油が要求される場合に比較して、所要薬剤量や処理時間が少なくてすむ。そのため、処理済み油から分離すべき塩類量や発生するスラッジ量も少なく、比較的リサイクルしやすいものと推定される。



フルサークル社（本社入口）

財団会長に 辻 義文 氏 就任

(財) 産業廃棄物処理事業振興財団

去る5月27日の経団連の総会で、関本忠弘氏（日本電気（株）会長）が経団連の副会長を退かれ、経団連評議員会副議長に就任されたことに伴い、財団の会長を辞任されました。後任は副会長に就任された辻義文氏（日産自動車（株）会長）が、8月5日付で、財団の会長に選任されました。

関本氏は平成4年、財団設立時、経団連環境安全委員長として、積極的な公共関与と広域処理の推進が不可欠との提言をまとめられ、それが産廃処理特定施設整備法の制定につながり、財団の初代会長に就任、ご活躍をいただいたものであります。

辻氏は日本自動車工業会の会長として、平成8年6月から財団理事に就任されており、今回会長に就任されたものです。

その他の人事交代

○評議員

電気事業連合会専務理事

(旧) 畑柳 昇 → (新) 殿塚 紘一

通信機械工業会専務理事

(旧) 高橋節治 → (新) 林 豊

日本化学繊維協会専務理事

(旧) 森山昌英 → (新) 釘本尚具

(以上平成9・8・5付)

(社) 日本電子機械工業会専務理事

(旧) 尾島 嶽 → (新) 塚本 弘

(平成9・9・1付)

(社) 日本建設団体連合会副会長兼専務理事

(旧) 松原清美 → (新) 柳 晃

(平成9・10・10付)

○企画・運営委員

委員長

(旧) 西室泰三（東芝[㈱]社長）

(新) 庄子幹雄（鹿島建設[㈱]専務取締役）

(平成9・9・1付)

(社) 日本電機工業会環境保全委員会委員長

(旧) 川口尚文 → (新) 渡邊綱彦

(平成9・11・1付)

○常務理事

(旧) 牧野昭一（財団常務理事）

(新) 竹内孝夫（清水建設[㈱]部長）

(平成10・10・1付)

嵐山エコスペースの完成と展望

—(株)エコ計画を訪ねて—

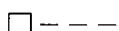


エコスペースの誕生

(株)エコ計画の属するエコグループを構成する会社、団体を紹介すると、(株)エコ計画を筆頭に(株)ボーン、(株)大樹、(株)自然、(株)無限、浦和クリーンサービス(株)、ピーシーエムアンドクリーンソイル(株)、武蔵野環境保全事業共同組合、(社)北海道野性生物保護公社と今さらながら幅の広いことに驚く。井上功社長は、この7社2団体グループの「要」として多忙な毎日を過ごす。「エコ計画では社長ですが、後は関係しているだけでして…」と謙遜するが、実はこのグループのベースには「環境」、「食」、「貢献」というトライアングルの企業運営哲学がある。環境と食の連鎖には、①リサイクル、廃棄物処理有機肥料等が介在し、食と貢献の連鎖には②無農薬きのこ工場・有機野菜、安全飲料(茶)、レストランチェーンが存在する。また、環境と貢献の連鎖には、③野性動物保護事業、環境フォーラム、究極の田舎村計画が存在する。これら連鎖の中の一角を成すリサイクル、廃棄物処理、有機肥料の製造を今回はクローズアップする。

同社では、これらの構想を総合、一体化して「エコスペース」と呼んでおり、その代表例が当財團の債務保証を受けて、1997年6月に竣工した呼称「嵐山エコスペース」である。

1997年6月に完成した廃棄物処理とリサイクルの総合施設「嵐山エコスペース」全景



社業の発展とグループ化

今年(平成9年)1月に、27年間の歴史を積んだ株式会社井上興業を「株式会社 エコ計画」に社名変更し、循環型社会経済システムに向かって大きく一步を踏み出した。その一つの象徴が「嵐山エコスペース」の完成であり、同社の将来の方向を明確に示した成果といえる。

昭和45年7月に株式会社井上興業は設立された。同47年9月には埼玉県の産業廃棄物収集運搬業及び最終処分業の許認可を取得、営業活動に入っており、この分野では草分け的存在である。以後、海洋投棄用の排出船登録許可(海上保安庁)、昭和52年には、現在市町村が普及促進を進めているストックヤードを浦和の本社脇に建設するなど新しい試みを展開、その中には、海洋投棄の記録映画、産廃総合処理の記録映画など作成、ビデオを搭載した広報車でPR活動を展開するなど業界では常に新しい活動を取り組んできた。昭和50年代半ばには関連会社の「自然」「大地」「無限」など相次いで設立、57年には外食産業分野へも進出した。この間、昭和56年7月には群馬県渋川市に安定型埋立最終処分場設置の許可、同57年には、早くも同市に管

理型埋立最終処分場設置許可を取得する。一方、埼玉県では中間処理業の認可を昭和58年に取得するなど業務の拡充を積極的に進めてきている。平成年代に入るまで、関連会社、団体の設立、各営業所の設立など進めグループづくりの基盤を整えた。

廃棄物関係では、平成4年に群馬県渋川市の第3期処分場（安定型）の認可取得、平成8年には念願の嵐山花見台工業団地で産廃および一廃処理施設の建設に着手、いよいよ嵐山エコスペースの建設に入った。社名変更を経て平成9年6月、関係者の注目のなか嵐山エコスペースが完成。今日順調に運転が続いている。

□――

嵐山エコスペースの概要

埼玉県嵐山町にある花見台工業団地の一角、建物もまだ新しさを感じさせる「嵐山エコスペース」を訪ねた。（株）エコ計画が長年の研究開発を集大成した資源循環型の廃棄物処理総合施設は、日量500tの処理能力を持ち、今年6月に竣工、運転に入って4カ月余が経過した。同施設は、平成8年6月産廃特定施設整備法による「特定施設」の認定を受けた。民間では第一号の認定である。

建屋壁面には埼玉県の小中学校の生徒が寄せた絵画がデザイン化され、明るく、ほのぼのと



浦和の本社前にあるストックヤード

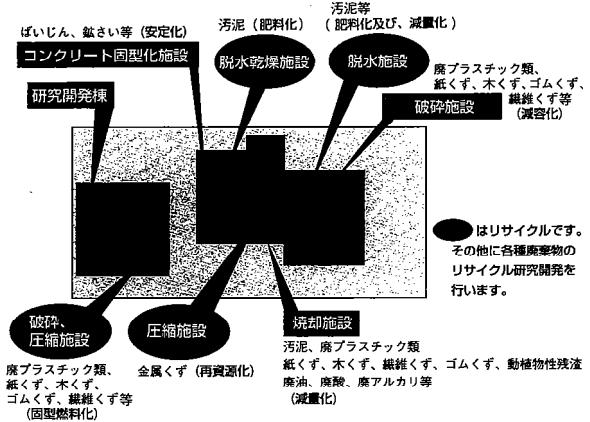
したイメージを作りだしている。

施設は、事務棟の正面に廃棄物の選別場とピットが設けられ、一隅に剪断式破碎機と回転式破碎機が設置されている。右奥には汚泥ピットを中心に四つのピットが並び、肥料化のための原料ピット、産廃ピット、一廃ピット、金属ピット、不燃物ピット、破碎物ピットと6ピットが並び、2種類のクレーンが活動し、それぞれのシステム—肥料化、燃焼処理、固形燃料化—に投入、搬送している。

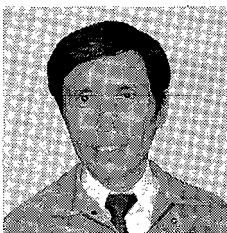
江口利明常務取締役は「ERS90というリサイクル目標を掲げており、ここに入る産廃、一廃を21世紀までに90%リサイクルする方針であり、施設の全てはその方向に向かっている。どうしてもリサイクルに乗らないものは、焼却処理するが、できるだけ焼却は少なくしたい。今



有機栽培、無農薬栽培のドームハウス



嵐山エコスペースの施設配置図



年の目標70%はすでに達成している」と自信を持って説明する。

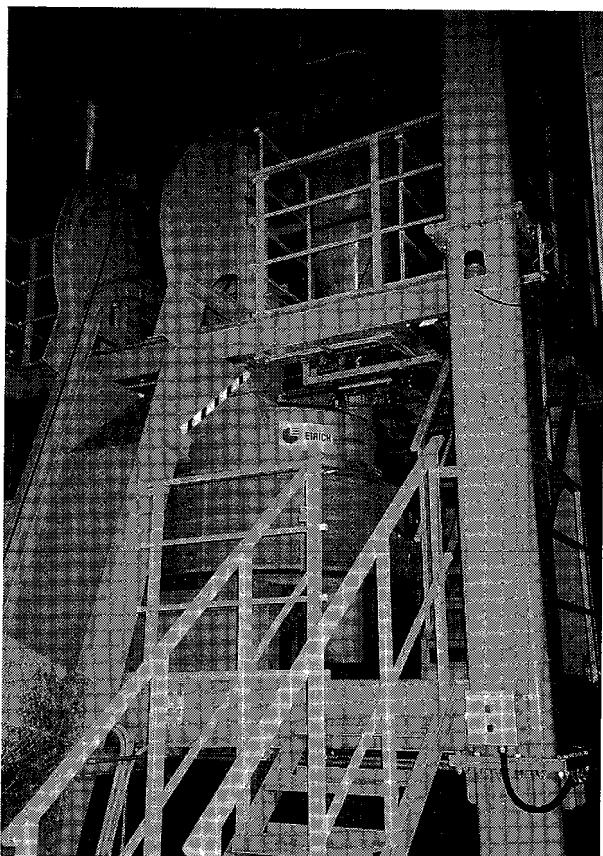
肥料化システムは、脱水後、原料ピットに貯留され、添加剤を入れ、ここから脱水乾燥施設を通り、化学反応し、造粒、製品化される。この過程で脱臭、滅菌され、さらさらとした粒状の有機性土壌活性剤が生産される。分別された金属類は、圧縮施設でコンパクト化され、再資源として流通させる。また、紙くず、木くず、廃プラスチック類等は、破碎機で減容化され、固体燃料施設に搬送され破碎・圧縮タイプの固体燃料成形機にかけて燃料となり、温室栽培用として出荷されている。

江口常務は「有機性土壌活性剤の添加剤は、マグネシウム、カルシウムとか肥料の3要素で、ノウハウがあるので説明できないが、製品は、袋詰めして、有機栽培用に農家へ提供している。また、固体燃料化は廃プラ20%、木くず70%、その他10%程度の配分比で圧縮・固体化し、農業用の熱源として提供している」と説明する。

□――

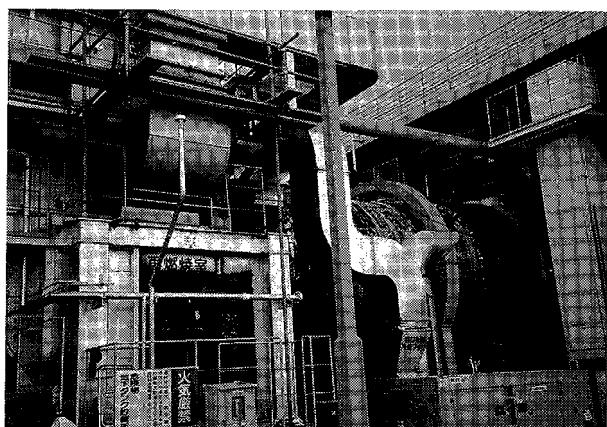
嵐山エコスペースの焼却施設

リサイクルに乗らない可燃物は、キルン・ス



有害物質コンクリート固化施設（ドイツのアイリッヒ社のミキサーを導入）

トーカ炉方式というか、ロータリーキルンと縦型のストーカ炉を連結した構造の焼却施設で、キルンをガス化炉的に利用、乾留ガス（可燃ガス）とチャー状態にしてストーカ炉部分に送り、完全燃焼するシステムとなっている。ガス冷却は用水事情が悪いためドライ方式を採用、炉壁を水冷しており、発生蒸気は冷却再利用するため、誘引送風機に必要な140kWの発電設備のみとなっている。燃焼ガスは、空気余熱器を経て、減温棟を通り、消石灰を投入し、バグフィルターを通り、白煙防止装置を経て放出される。今日問題となっているダイオキシン類対策について、江口常務は「ごらんのプロセスであり、全く問題ない。さらに、問題の飛灰についても、攪拌率が非常に高いドイツのアイリッヒ社のミキサーを導入、飛灰とか、外部からの有害物質は、コンクリートとキレート剤で固化し、万全を期している」と自信を見せた。



キルン・ストーカ炉（右側がキルン、左側がストーカ炉）、手前に医療系廃棄物コンベア

「そう、会社を創立して28年目に入りますね」と目を細めた。「山が好きだから、山で例えますと創立は昭和45年ですから、日本経済は追いつけ追い越せの時代だった。これからさあ山に登ろうかという時で、山は頂上を征服すると下りなければならない。経済もどこまでも無尽蔵ということはない。しかも日本は資源小国だ。当時は、消費は美德だなんて、使い捨てで経済に勢いがあったが、こんなことが長く続くことはないと思った。また、日本は加工業であり、原材料を輸入し、製品にするが、輸入したものが100%製品になるわけがない。しかし、当時は野焼で済んでいた部分もあり、関心はなく、お金にならなかった。でも、必ずビジネスになると思った。資源小国、社会的責任、勿体ない、経済の進展などからして何とかしなければと思った」と廃棄物分野への進出動機を語る。

「から手を着けるか難しい時代では？」「私が最初にやったのは、容器包装リサイクル法ではないが、容器ですよ。農産物等入れるダンボール、木箱ですよ、これで随分実績を上げた。現在、私どもは廃棄物なら何でもやるというのではない。それなりのポリシーを持って対応する。先ず第一にリサイクルですね。そしてリサイクルできないものは燃す。肥料化、燃料化、容器の再生とリサイクル、リユースを設立当初から貫いている」と強調した。この思想がエコスペースへと発展した。

「27年間に私どもが作った埋立処分場は、14カ所、海洋投棄も固形物では日本で始めて手掛けた、ロンドン条約で制約を受けることになったが、その過程で嵐山エコスペースの計画に着手した。海洋投棄していた有機性汚泥は、ERSプラントにより含水率75~80%の汚泥を約40分

何事も真正面から 井上功社長に聞く

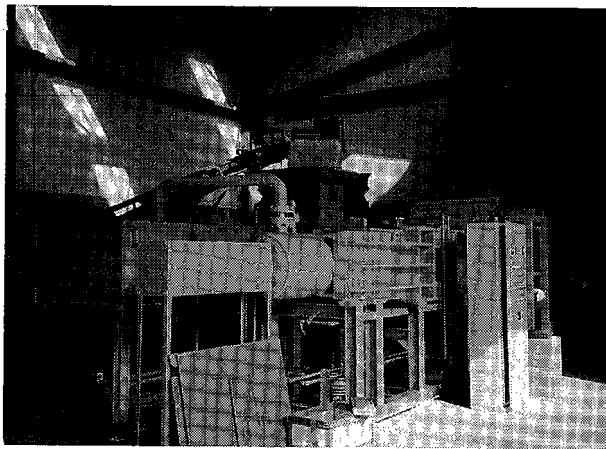


21世紀までにリサイクル率90%を目指す
今年は73%を達成と語る井上社長

で、乾燥し、顆粒状にして製品にすることができる。脱臭、殺菌してあるから使うにも楽な製品になる」とリサイクルへの足跡を語る。

リサイクル目標については「群馬のエコスペースで12、3年研究開発を進めその集大成が嵐山エコスペースですが、1985年にリサイクル目標の考え方を提案し、今年嵐山が6月1日に竣工した時、打ち出した数値目標はERS90です。Eはエコ、Rはリサイクル、Sはシステム、90は90%リサイクルという意味です。これは今年度中に70%、今世紀中に90%のリサイクル目標ということですが、今年8月時点の統計では73%を達成、今世紀90%は自信のある数値になってきている」とその実績を語る。

産廃はじめ廃棄物問題の難しさが強調される時代だがと向けると一、コストの掛かることの再認識の必要を指摘しながら「施設建設をはじめるにあたっては、真正面から対処し、正直であること、この一言に尽きる。そして社員教育はじめ業界自身も努力し、企業に計画を提案して行く方向こそ必要だ」と締めくくった。



固型燃料化設備

焼却施設その他の付帯設備としては、廃油投入プロセス、医療系廃棄物の投入プロセスも付設されており、リサイクル優先の総合施設の中にも、有害物質、特別管理廃棄物対策も配慮した施設として注目される。



小中学生の発想によるカラフルな壁画

最後に、(株)エコ計画の浦和本社、嵐山エコスペースの2カ所を訪ねたが、社員の皆さんの訪問者に対する真摯な姿には、企業の社会への姿勢を示すものと感銘した。

編集後記

「廃棄物処理法」の改正を受け、政省令による肉付けが今鋭意行われています。そしてその内容の一部は本号でも紹介されていますが、今回の法改正が廃棄物問題解決に生きてくるためには、法による対応と同時に国民の意識改革と理解がぜひ必要です。

国民の意識・世論形成に大きな影響力をもつのがマスコミです。ところが、マスコミの論調の中には、悪い面ばかりをセンセーショナルに報道しているものがあります。「最終処分場は自然や生活環境の破壊を生む悪の元凶」のように報じ、国民の処理施設への拒絶反応を故意に煽っているようなものもあります。

しかし、国民生活や生産活動が続く限り、どんなに技術が発達した努力しても処理・処分せねばならぬものは出てくるものなのです。高い理念と強い使命感を持って廃棄物処理に取り組んでいる企業・処理業者も多くあります。これらの現実を正しく伝え、国民がゴミ問題を理解し、進んでゴミの減量化・リサイクル化へと行動を促す冷静な論調・記事を是非マスコミに望みたいものです。(財団 竹内孝夫)

「産廃振興財団ニュース」 No.9 1997.11

発行日 平成9年11月25日

発行人 太田文雄

発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

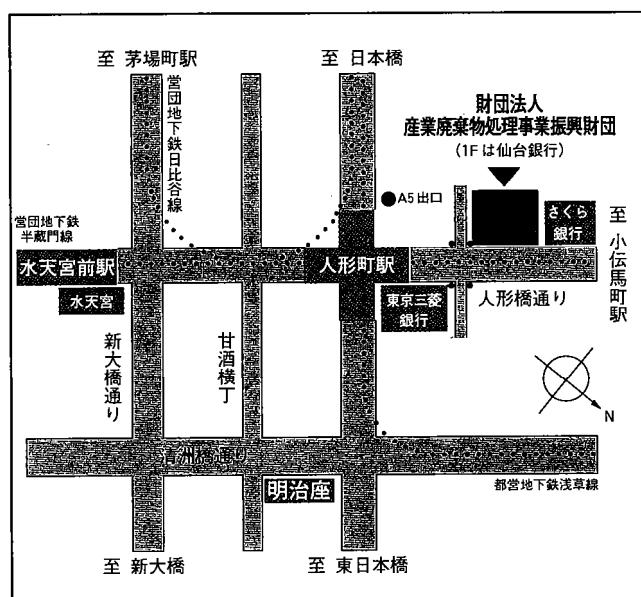
〒103 東京都中央区日本橋堀留町1丁目8番13号 (太陽堀留ビル5F)

TEL 03-3639-9040 FAX 03-3639-9038

印刷 (株)環境産業新聞社

再生紙を使用しています。

**財団
法人 産業廃棄物処理事業振興財団**



當団日比谷線・都営浅草線「人形町駅」下車 徒歩3分
財団(太陽堀留ビル)への最寄り出口は「A5」
當団半蔵門線「水天宮前駅」下車 徒歩6分

〒103 東京都中央区日本橋堀留町1丁目8番13号
太陽堀留ビル5階
電話 (03) 3639-9040 FAX (03) 3639-9038